

I 退職及び任期満了に伴う各手続きの概要

退職及び任期満了に伴う健康保険関係の各手続きは以下のとおりです。

手続き	対象者	参照項目
健康保険制度への加入	全 員	P39 1 健康保険制度への加入 P43 II 退職及び任期満了後の健康保険制度
	該当者	P48 III 任意継続組合員制度
組合員証等の返却	全 員	P39 2 組合員証等の返却
被扶養者の扶養替え	該当者	P39 3 被扶養者の扶養替え
国民年金の手続き	該当者	P40 4 国民年金の手続き
資格喪失連絡票の申請	該当者	P42 5 資格喪失連絡票の申請
給付金の受領	該当者	P42 6 給付金の受領

1 健康保険制度への加入

公立学校共済組合愛知支部の組合員の資格は、退職や任期満了により喪失するため、その翌日から何らかの健康保険制度に加入する必要があります。

どの健康保険制度に加入する（できる）かについては、再就職（※）される場合は雇用主や雇用形態によって、再就職されない場合はご家族の状況等により異なります。

詳細については、P43「II 退職及び任期満了後の健康保険制度」、P48「III 任意継続組合員制度」で説明しています。

※ 「再就職」とは、民間会社等に雇用される場合のほか、公務員として任用される場合も含むものとします。

2 組合員証等の返却

現在使用している組合員証、被扶養者証、限度額適用認定証、高齢受給者証等は退職・任期満了の日の翌日以降使用できませんので、退職・任期満了時に現所属所に返却してください。

ただし、臨時的任用職員、任期付任用職員の方が引き続き同一の任命権者に任用されるために組合員の資格が継続し、かつ職員番号が変わらないことにより組合員証番号も変更とならない場合は、組合員証等をそのままご使用いただけます。

なお、組合員の資格が継続するが任用形態の変更等により組合員証番号が変更になる場合（例：正規職員⇒フルタイム再任用、県費⇒名古屋市費）は、4月以降医療機関を受診する際に、組合員証番号が変わったことを窓口で伝えてください。

3 被扶養者の扶養替え

退職する組合員が扶養している被扶養者を配偶者へ扶養替えをする場合で、かつその際に認定区分の変更がない場合は、以下の手続きをしてください。

なお、認定区分が変更となる場合は、退職・任期満了の日の翌日以降に、新たに扶養する者（配偶者）から被扶養者申告書の提出を行ってください（新規認定の手続き）。

（１） 配偶者が愛知支部の組合員である場合（両組合員）

以下のとおり、新たに扶養する配偶者側で認定の手続きを行った後、現在扶養をしている組合員側で取消の手続きを行ってください。

ア 提出書類（手続きの順番 A → B）

手続きを行う者	提出書類
A 配偶者 （新たに扶養することとなる者）	・「被扶養者申告書」（認定） ・現在使用の被扶養者証の写し ※ 普通（1号）認定されている場合は不要
B 組合員 （現に扶養している者）	・「被扶養者申告書」（取消） ・扶養替え後に新たに交付された被扶養者証の写し

イ 認定の手続き時期

- ・普通（1号）認定されている場合
扶養手当の切り替えと同時に行ってください。
- ・学生（2号）認定・特別（3号）認定されている場合
退職又は任期満了の日までに行ってください。
認定日は所属所受付日となります。
※ 退職又は任期満了の日後に手続きした場合は新規認定となるため別途書類が必要になります。

（2） 配偶者が愛知支部の組合員以外（民間等）である場合

配偶者の加入する共済組合、健康保険組合等に要件や手続き方法をご確認ください。加入手続きに当たり公立学校共済組合の資格を喪失したことを証明する「資格喪失連絡票」の提出を求められることがありますので、必要な場合は認定取消と同時に交付申請してください（P42「5 資格喪失連絡票の申請」）。

4 国民年金の手続き

退職・任期満了後の国民年金の手続きは次のとおりとなります。

特に、組合員の被扶養者となっていた60歳未満の配偶者については、組合員が再就職して厚生年金の被保険者となる場合と、再就職しない場合（又は、再就職するが厚生年金の被保険者とならない場合）で国民年金の手続き方法が異なりますのでご注意ください。（P41 参照）

（参考：国民年金の被保険者の区分）

- ・第1号被保険者：20歳以上60歳未満の自営業・学生など（第2号、第3号被保険者でないこと）
- ・第2号被保険者：厚生年金保険の被保険者である者（原則65歳未満の者）
※ 公立学校共済組合員は厚生年金保険の被保険者です。（任意継続組合員を除く。）
- ・第3号被保険者：第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者

(1) 組合員であった者が再就職し、厚生年金保険の被保険者となる場合

対象者 (注:年齢は再就職時点)	国民年金上の扱い	手続き
組合員であった者 (65 歳未満) ※ 1	第 2 号被保険者となります。	再就職先で手続きを行ってください。 保険料は、自分で納める必要はありません。
被扶養配偶者 (60 歳未満) ※ 2	第 3 号被保険者となります。	再就職先で国民年金第 3 号被保険者の届出 の手続きを行ってください。 保険料は、自分で納める必要はありません。

※ 1 組合員であった者が再就職した時点で 65 歳以上の場合は、原則として国民年金の被保険者となりません。また、その被扶養配偶者は 60 歳未満であっても第 3 号被保険者ではなく第 1 号被保険者となり、手続き先も居住の市区町村役場となります。

※ 2 被扶養配偶者が 60 歳以上の場合、原則として国民年金の被保険者となりません。

(2) 組合員であった者が再就職しない、又は再就職するが厚生年金保険の被保険者とならない場合

対象者 (注:年齢は退職等の翌日時点)		国民年金上の扱い	手続き
組合員であった者	60 歳以上	第 2 号被保険者でなくなります。 (国民年金の被保険者でなくなります。)	
	60 歳未満	第 1 号被保険者となります。	居住地の市区町村役場で、第 2 号被保険者から第 1 号被保険者への変更手続きを行ってください。 保険料は、自分で納める必要があります。
配偶者 (60 歳未満) ※		第 1 号被保険者となります。	居住地の市区町村役場で、第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への変更手続きを行ってください。 保険料は、自分で納める必要があります。

※ 配偶者が 60 歳以上の場合は、原則として国民年金の被保険者となりません。

5 資格喪失連絡票の申請

退職・任期満了後に組合員が国民健康保険に加入する場合や、被扶養者の扶養替えをする場合などの手続きにおいて、公立学校共済組合の資格を喪失した日の確認のため「資格喪失連絡票」が必要とされる場合があります。

必要となる場合は、愛知支部ホームページからダウンロードし、必要事項を記入（入力）後の「資格喪失連絡票交付申請書」及び「資格喪失連絡票」を退職時の所属所に提出してください（退職後は愛知支部 資格・給付グループへ送付してください）。

（「資格喪失連絡票」関係様式入手方法）

愛知支部ホームページより様式エクセルファイルをダウンロードしてください。

「諸届用紙ダウンロード」⇒諸届用紙ダウンロード一覧（資格・給付関係）⇒「資格喪失連絡票」

※ 提出の際は、84 円切手を貼付し送付先を明記した返信用封筒を必ず添付してください。

6 給付金の受領

在職中の令和4年1月から3月までに受診した医療費について、愛知支部及び愛知県教育職員互助会の給付金が発生する場合、原則として令和4年7月に給付します。

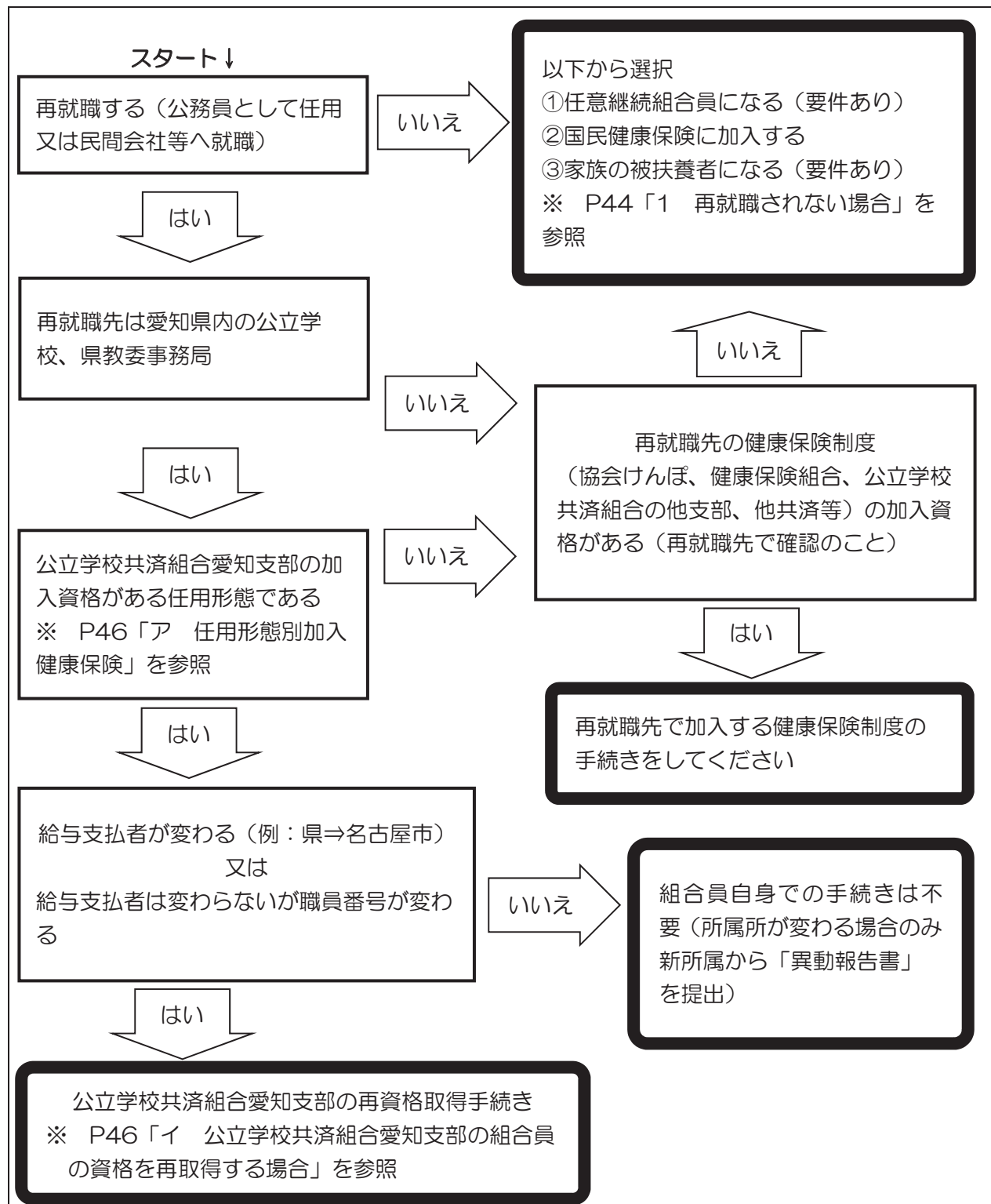
当該給付の「給付金等決定通知書」は、退職時の所属へ送付（総務事務システム対象所属はデータ掲載）しますので、事務担当者に出力を依頼してください。

また、医療費以外でも退職の前月までに請求を行ったものが退職後に給付される場合もありますので、退職後もしばらくは給付金等振込口座として申し出されていた口座は解約しないようにお願いします。

Ⅱ 退職及び任期満了後の健康保険制度

退職・任期満了後に再就職するかしないか、再就職する場合は雇用形態等によりどの健康保険制度に加入するかが変わってきますので、まず下のフローチャートで概要を把握し、その後次ページ以降の説明の該当箇所にて詳細を確認してください。

なお、退職・任期満了後に間を空けて再度任用等される場合、資格が継続する扱いとなる場合がありますので、該当の方はP47「ウ 空白期間の取扱いについて」を参照してください。



1 再就職されない場合（再就職するが再就職先で健康保険制度に加入できない場合を含む）

「① 任意継続組合員になる」、「② 国民健康保険に加入する」、「③ 家族の健康保険制度の被扶養者になる」の3つからいずれか1つを選択することとなります。

ただし、任意継続組合員になる場合や家族の被扶養者になる場合は加入要件を満たすことが必要です。

加入要件を満たし、加入できる制度が複数ある場合、保険料（掛金）や附加給付の内容を比較してご判断ください。

各制度の比較は次のとおりです。

	①任意継続組合員になる	②国民健康保険に加入する	③家族の健康保険制度の被扶養者になる
加入要件	退職・任期満了までの引き続く組合員期間が1年を超える	特になし	家族の加入する健康保険制度により異なるため、家族の勤務先で確認してください。
附加給付	現職時と同様 ※ P45「【参考1】医療給付の比較」を参照	なし ※ P45「【参考1】医療給付の比較」を参照	
加入手続き	P48「Ⅲ 任意継続組合員制度」を参照	居住地の市区町村役場で退職等の後14日以内に手続きをしてください。	
保険料（掛金）	退職時の標準報酬月額又は平均標準報酬月額により異なります。 （参考：令和3年度の最高納入限度額 短期 406,910 円、介護 72,384 円）	居住地の市区町村により異なります（当該世帯の前年度総所得額等を算定の基礎とします）。 （参考：令和3年度の最高納入限度年額 医療 820,000 円、介護 170,000 円）	不要
被扶養者認定	要件を満たす者があれば可能（掛金不要） ※ P45「【参考2】愛知支部の被扶養者認定要件等」を参照	制度なし	

【参考１】医療給付の比較

総医療費のうち 7 割分は健康保険者が負担するため、残りの 3 割分を被保険者が病院窓口を支払うこととなります。

この窓口負担額が高額となる場合、全健康保険制度共通で「高額療養費」が給付されますが、これに加えて別に給付がされる場合があります（健康保険制度により異なる）。

＜事例：入院し、1 か月の総医療費が 60 万円であった場合＞（令和 3 年 10 月現在）

総医療費：600,000 円				
保険者（健康保険制度）負担 420,000 円（7 割）		組合員（窓口）負担 180,000 円（3 割）		
	高額療養費	附加給付	互助会給付	最終的な自己負担額
任意継続組合員	96,570 円	58,400 円	なし	25,030 円
国民健康保険		なし	なし	83,430 円
（参考）現職者		58,400 円	21,030 円	4,000 円

※ 上記の金額はあくまで例であり、所得等により給付額が変動することがあります。

【参考２】愛知支部の被扶養者認定要件等

ア 認定要件

被扶養者とは、組合員の三親等内の親族（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外は同居して生計を共にしているときに限る。）で組合員の収入により生計を維持している者をいいます。

組合員の収入により生計を維持していることの判断の基準の一つとして、被扶養者となる者の所得が以下の所得要件を満たすことが挙げられます。

（所得要件）

- ・ 年間所得 130 万円未満（月額 108,334 円未満）
 - ・ 障害を事由とする公的年金を受給するとき又は満 60 歳以上の者でその所得に公的年金が含まれるときは、年額 180 万円未満
- ※ 「所得」とは、所得税法上の課税所得をさすものではなく、年間における恒常的収入の総額を言います。

イ 注意事項等

- ・ 被扶養者としての認定要件を満たし、認定の申告を行う場合は要件を満たした日から 30 日以内に手続きしてください。30 日以内の手続きであれば当該要件を満たした日が認定日となりますが、30 日経過後は被扶養者申告書の所属受付日が認定日となります。
- ・ 夫婦がともに組合員であり、同時に退職するような場合、要件を満たせば一方が任意継続組合員となり、他方がその被扶養者となることも可能です。

2 再就職される場合

(1) 愛知県内の公立学校及び県教委事務局で教職員等として任用される場合

ア 任用形態別加入健康保険

職種（注）		加入する健康保険
正規職員		公立学校共済組合継続加入 → イの手続き
再任用 職員	フルタイム	公立学校共済組合継続加入 → イの手続き
	週 20 時間以上	協会けんぽ
	ハーフタイム	任意継続組合員又は国民健康保険 ※ 勤務形態（非常勤講師等兼務）によっては協会けんぽ
臨時的任用職員		公立学校共済組合継続加入 → イの手続き
任期付任用職員		※ 同一の任命権者に引き続き別に任用され、職員番号も変わらない場合、手続き不要
非常勤 職員	週 20 時間以上	協会けんぽ（加入要件を満たす場合）、国民健康保険、任意継続組合員
	週 20 時間未満	任意継続組合員又は国民健康保険 ※ 兼務等によって加入要件を満たす場合、協会けんぽ加入の場合あり

（注） 職種の名称は、任命権者により異なることがあります。

イ 公立学校共済組合愛知支部の組合員の資格を再取得する場合

新たに組合員証を交付しますので、以下の手続きを新所属所で速やかに行ってください。

対象者	提出書類	添付書類
全員	組合員資格取得届書 ※1	—
	給付金等口座振込申出書 ※2	—
	互助会加入申込書 ※3	—
該当者が いる場合 のみ	被扶養者申告書 ※1 ※4	○組合員マスター内容カード（写） ・継続認定しない者は二重線で抹消し理由を記入してください。（例）「就職のため」 ・4/1 以降に新規認定又は認定区分変更する場合は、特別認定の添付書類が必要です。
	（組合員が 65 歳未満で 60 歳未満の被扶養配偶者を有する場合のみ） 国民年金第 3 号被保険者関係届	○年金手帳の写し又は基礎年金番号通知書の写し ○被扶養者申告書の写し

※1 組合員証・被扶養者証の交付に 3 週間程度要します。

病院にかかる予定がある場合、組合員証・被扶養者証が交付されるまでの間資格を証明するものとして「公立学校共済組合員・被扶養者資格証明書」（以下「資格証明書」という。）を交付しますので、同時に申請してください。

（「資格証明書」関係様式入手方法）

- ① 愛知支部ホームページより様式エクセルファイルをダウンロードしてください。
「諸届用紙ダウンロード」⇒諸届用紙ダウンロード一覧（資格・給付関係）⇒「資格証明書発行申請書」
- ② 「資格証明書発行申請書」シートに必要事項を入力し、「資格証明書」シートとともに印刷⇒「資格取得届書」、「被扶養者申告書」に添付して提出

※2 総務事務システム対象職員については、システム上（職員基本情報 - 口座情報）で入力してください（申出書の提出不要）。

※3 名古屋市を除く市費教職員、名古屋市立大学の教職員は互助会非加入のため提出不要です。

※4 夫婦で被扶養者を共同扶養している場合、原則年間収入額の多い方の被扶養者となります。組合員が再任用フルタイム職員等に任用替えになる場合、比較対象となる年間収入額は再任用フルタイム職員等として支払われる年間収入見込額となるため、退職後に配偶者（公立学校共済組合愛知支部組合員を除く）の年間収入額の方が多くなる場合は、配偶者へ扶養替えを行ってください。（P39「3 被扶養者の扶養替え」参照）

ウ 空白期間の取扱いについて

通常、旧任用と新任用の間に任用されていない期間（いわゆる「空白期間」）がある場合はいったん組合員の資格を喪失し、再度取得することとなりますが、継続要件を満たす場合、空白期間中も共済組合の組合員の資格を継続する扱いとすることができます（空白期間の組合員期間は旧任用の組合員期間に属するものとする）。

（継続要件）

- ① 空白期間が9日以内であること。
 - ② 事実上、任用関係が中断することなく存続していると勤務の実態に照らして判断され、任命権者から「任用期間継続申立書」が提出されていること。
- ※ 「任用期間継続申立書」は愛知支部ホームページからダウンロードし、現所属所から提出してください。

なお、本取扱いにより空白期間中も資格が継続する場合、旧任用と新任用で職員番号が変わる場合と変わらない場合がありますが、それぞれの手続きの違いは以下のとおりです。

・職員番号が変わらない場合

⇒組合員証が変わらないため、資格取得手続きは不要（組合員証の返却不要）

・職員番号が変わる場合

⇒組合員証番号が変更となるため、新任用の日に資格を喪失し、同日に再度資格を取得する扱いとなる（P46「イ 公立学校共済組合愛知支部の組合員の資格を再取得する場合」の手続きが必要）。

（2）民間会社に就職する場合等

ア 再就職先の健康保険制度に加入できる場合

再就職先の健康保険制度（協会けんぽ、健康保険組合、他の共済組合、公立学校共済組合の他支部等）の加入要件を満たす場合、強制加入となります。

加入要件及び手続等については再就職先やその健康保険制度に確認してください。

イ 再就職先の健康保険制度に加入できない、又は健康保険制度がない場合

P44「1 再就職されない場合（再就職するが、再就職先で健康保険制度に加入できない場合を含む）」と同様になります。

Ⅲ 任意継続組合員制度

1 概要

加 入 資 格	退職日の前日まで引き続き 1 年以上組合員であった者（引続く他の公務員期間、再任用フルタイム、臨時的任用及び任期付任用期間も含みます。）で、期日までに「任意継続組合員申出書・被扶養者申告書」（以下「申出書」という。）の提出と掛金の納入をした方 ※ 【参考】「任意継続組合員制度への加入可否の主な事例」参照
加入手続き	退職日から起算して 20 日以内に掛金の振込みと申出書の提出が必要です。 ※ 令和 3 年度末退職者等は令和 4 年 4 月 19 日が最終期限です。なお、加入手続きの流れについての詳細は P49「2 任意継続組合員の加入手続き」を参照してください。
加 入 期 間	退職日の翌日から最長 2 年間（退職後の日を空けての加入、脱退後の再加入不可。）
掛 金	退職時の標準報酬月額（短期）又は平均標準報酬月額を算定の基礎とします。 ・短期任意継続掛金（全員） ・介護任意継続掛金（40 歳以上 65 歳未満の者） 掛金額は、愛知支部 HP「任意継続掛金試算票」により試算できます。 「諸届用紙ダウンロード」⇒諸届用紙ダウンロード一覧（任意継続組合員関係）⇒「任意継続掛金試算票」 国民健康保険の保険料との比較にご利用ください。 （参考：令和 3 年度の最高納入限度年額 短期任意継続掛金 406,910 円、介護任意継続掛金 72,384 円）
被 扶 養 者	被扶養者認定あり（被扶養者の掛金不要）
附 加 給 付	1 か月 1 診療機関での窓口負担額が 25,000 円を超える場合、一部払戻しがあります。
愛知県教育職員互助会	非加入

【参考】任意継続組合員制度への加入可否の主な事例

（加入できる例）

S57.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	組合員期間40年
	R2.3.31退職	R3.3.31退職	R4.3.31満了	
組合員正規（38年）	再任用フルタイム（1年）	臨時的任用職員（1年）		○ 任意継続組合員加入できる

（加入できない例）

S57.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	組合員期間1年
	R2.3.31退職	R3.3.31任継続退	R4.3.31満了	
組合員正規（38年）	任意継続組合員（1年）	臨時的任用職員（1年）		✕ 任意継続組合員加入できない

2 任意継続組合員の加入手続き

任意継続組合員証等を令和4年4月1日頃に交付するため、各手続きには早めの期間・期限を設けています。できるだけ早期に手続きを行うようにしてください。

①申出書の提出	②任意継続掛金 振込依頼書の配付	⇒	③掛金の納入	④任意継続組合員証等 の交付
組合員→各提出先	愛知支部→組合員		組合員→愛知支部	愛知支部→組合員
(早期提出期間) 令和4年2月1日～ 令和4年2月18日	令和4年3月中旬		(早期納入期限) 令和4年3月18日 まで	令和4年4月1日頃
令和4年2月19日 ～4月19日 (最終期限)	令和4年3月中旬 以降順次		令和4年3月19日 ～4月8日	令和4年4月20日頃
			令和4年4月9日 ～4月19日 (最終期限)	令和4年5月2日頃
※ 令和4年4月20日以降は加入不可			※ 令和4年4月20日以降は加入不可	

※ 提出期日は愛知支部の受付日になりますので、各提出先からの通知等を確認してください。

(1) 申出書の提出等

ア 申出書の入手方法・記入方法

① 60歳定年退職者

印字済の申出書を配付しますので、記載例(P55)を参考に記入してください。

② 上記以外の退職者・任期満了者

愛知支部ホームページからダウンロード又は本冊子の様式(P54)を複写し、記載例(P56)を参考のうえ記入してください。

※ 様式を複写して使用する場合、申出書が不鮮明になるケースが見られますので、できる限り愛知支部ホームページからダウンロードしてください。

(「申出書」入手方法)

愛知支部ホームページより様式エクセルファイルをダウンロードしてください。

「諸届用紙ダウンロード」⇒諸届用紙ダウンロード一覧(資格・給付関係)⇒「任意継続組合員申出書・被扶養者申告書」

イ 添付書類

② 60歳定年退職者…不要

③ 上記以外の退職者・任期満了者…組合員マスター内容カードの写し(組合員マスター内容カードに反映されていない被扶養者については、被扶養者申告書の写し)

ウ 提出先

① 小中学校等、各支所(教育事務所及び名古屋市教育委員会学校事務センター)が管轄する所属所…所属所を経由して各支所へ提出

② 県立学校等、総務事務システム対象の所属所…総務事務管理課へ提出

(2) 掛金の納入 (※令和4年度1年分の掛金です。)

ア 掛金納入方法

配付された「振込依頼書」を用いて、三菱UFJ銀行窓口から振込みください。(他行からの振込の場合、別途手数料(自己負担)がかかります。)

その際、「振込金(兼手数料)受取書」(以下「受取書」という。)が返却されます。受取書は確定申告の社会保険料控除を行う際に必要となりますので、大切に保管してください。

ATM・インターネットバンキングでの振込は金額等の誤りが多く、また受取書の証明もされないため、できるだけ「振込依頼書」を用いて金融機関窓口から振り込んでください。

イ 掛金の納入

年度分の掛金を一括払いすることにより、前納割引率が適用され掛金額が割引されます。

(前納割引率：3月中に掛金納入⇒11.7485020、4月中に掛金納入⇒11.7869636)

一括払いの場合、掛金の年額は「掛金月額×12」ではなく「掛金月額×前納割引率」となります。

4月以降の振込は適用される前納割引率が異なるため掛金額が変わり、配付した「振込依頼書」は使用できないため、愛知支部へ連絡してください。

毎月払いの場合は、割引率が適用されず、一括払いと比べ割高となり(最大で1万円程度金額の差がでます)、また、期日までに納入が確認できない場合は、強制的に資格喪失となってしまうので、やむを得ない事情がない限り掛金は一括納入をお勧めします。

(3) 任意継続組合員証等の交付

掛金納入時期に応じて下記の日程により、申出書記載の住所に簡易書留にて送付します。

- ・令和4年3月18日(早期納入期限)までに納入…令和4年4月1日頃交付
- ・令和4年3月19日から4月8日に納入…令和4年4月20日頃交付
- ・令和4年4月9日から4月19日に納入…令和4年5月2日頃交付

3 勤務先等の健康保険制度への加入が不確定である場合

早期提出期間に申出書の提出のみを行い、掛金の納入は任意継続組合員への加入が確定するまで保留してください。(掛金納入期限令和4年4月19日)

なお、掛金を4月に納入する場合は、掛金額が変わりますので、愛知支部へ連絡してください。

4 任意継続組合員の申出の取下げ

(1) 申出書を提出済み・掛金は未納入である場合

連絡は不要です。

(2) 申出書を提出済み・掛金は納入済みである場合

ア 3月中に取下げの連絡を行う場合

申出書の提出先へ連絡し、併せて「誤納金還付請求書」を愛知支部ホームページからダウンロードして必要事項を記入し愛知支部に提出してください。

イ 4月以降に脱退手続きを行う場合

愛知支部へ連絡してください。

5 任意継続組合員の加入後の手続き

- (1) 医療機関等への連絡
受診時に組合員証の種類・番号が変更になったことを申し出て、任意継続組合員証を提示してください。
- (2) 加入期間中の愛知支部への連絡
加入期間中に、以下の項目に該当した場合は愛知支部までご連絡ください。
 - ア 新たに被扶養者の認定を申請する、被扶養者の取消を申請するとき
 - イ 住所、電話番号、給付金口座を変更するとき
 - ウ 給付金を請求するとき
- (3) 確定申告
短期任意継続掛金及び介護任意継続掛金は社会保険料控除の対象となります。
確定申告を行う際は、掛金の納入時に金融機関から返却された受取書を使用してください。

6 任意継続組合員の資格喪失となる場合

次のいずれかに該当したときは任意継続組合員の資格を喪失します。

- (1) 愛知支部への連絡が必要となる場合
 - ア 再就職し、再就職先の健康保険制度へ加入するとき
 - イ 公立学校共済組合愛知支部の一般組合員になるとき
 - ウ 死亡したとき
 - ※ 資格喪失時に一括前納した未経過の掛金がある場合、還付します。
- (2) 愛知支部への連絡が不要である場合
 - ア 加入から2年経過したとき
 - イ 掛金を期日までに払い込まなかったとき（強制的に資格喪失となります）

IV 健康保険制度 Q&A

1 健康保険制度について

	質 問	回 答	参照項目
1	退職後、働く予定ですが健康保険制度はどのようになりますか。	退職後再就職される方は、原則、再就職先の健康保険に加入することになりますので、まず、再就職先に確認してください。再就職先で健康保険に加入できない方又は再就職しない方は、任意継続組合員、国民健康保険及び家族の被扶養者からご自身が選択することになります。	P46 2 再就職される場合
2	再就職先に健康保険制度があるか3月下旬まで分らない場合どのようにすればよいですか。	「任意継続組合員申出書」を早期提出期間に提出していただき、掛金の納入は任意継続組合員への加入が確定するまで保留してください。なお、掛金を4月に納入する場合、3月配付の「任意継続掛金振込依頼書」の掛金額が変わりますので資格・給付グループまで連絡してください。	P50 3 勤務先等の健康保険制度への加入が不確定である場合
3	退職後、再任用短時間（週20時間未満）で勤務し、任意継続組合員に加入しようと考えています。配偶者は来年度も現職組合員です。現在、私の扶養に認定している子供を配偶者に扶養替えをしたほうがよいでしょうか。	任意継続組合員は、愛知県教育職員互助会に加入できないため、互助会の医療費の払い戻しがありませんので、配偶者に扶養替えをしたほうが有利と考えます。なお、どちらの扶養となっても被扶養者分の掛金は必要ありません。	P45 （参考1）医療給付の比較 （参考2）愛知支部の被扶養者認定要件等
4	国民健康保険に加入した場合、配偶者を被扶養者として認定できますか。	国民健康保険には社会保険上の「扶養」という制度は設けられていません。全員が国民健康保険被保険者となります。	P44 1 再就職されない場合
5	退職後再任用を希望していますが、任意継続組合員に加入できますか。	再任用される時の雇用形態によって、再任用先の健康保険に加入する方は任意継続組合員に加入できません。再任用先の健康保険に加入するかどうかは、再任用先にご確認ください。	P46 2 再就職される場合

2 任意継続組合員制度について

	質 問	回 答	参照項目
1	任意継続組合員の掛金額は何をもとに計算されますか。	退職・任期満了時の標準報酬月額（短期）と、全国の組合員の平均標準報酬月額（短期）のいずれか低い方をもとに、掛金率を乗じて計算されます。平均標準報酬月額（短期）と掛金率は年度毎に変更されることがあります。	P48 Ⅲ任意継続組合員制度
2	任意継続組合員の短期掛金額が現職時の短期掛金額より高いのはなぜですか。	現職中は掛金の半分を事業主が負担しますが、任意継続組合員は全額ご自分で負担する必要があるためです。	P48 Ⅲ任意継続組合員制度
3	任意継続組合員の掛金の納入を毎月払いにした場合のデメリットは何がありますか。	一括払いと異なり掛金の前納割引が適用されません。また、期日（前月）までに掛金の納入が確認できない場合は、強制的に資格を喪失します。以上のことからやむを得ない事情がない限り一括納入をお勧めします。	P50 (2) 掛金の納入
4	任意継続組合員加入後も現職時と同様に家族を被扶養者として認定できますか。また、認定要件は変わりますか。	任意継続組合員加入後も家族を被扶養者として認定できます。認定要件は現職時と同様になります。	P45 (参考2) 愛知支部の被扶養者認定要件等
5	任意継続組合員2年目の手続きはどのようにするのですか。	任意継続組合員に加入された年度の2月中旬に、任意継続2年目も継続されるか脱退されるかの案内をご自宅に郵送しますので、その案内にしたがって手続きをしてください。	P48 Ⅲ任意継続組合員制度
6	任意継続組合員加入中に家族の被扶養者になる場合、どのような手続きをすればよいですか。	資格・給付グループまで連絡いただきますと関係書類を送付します。前納していただいた未経過期間の掛金については、関係書類を受け付けした月の翌月分から還付します。	P51 6任意継続組合員の資格喪失となる場合

任意継続組合員申出書・被扶養者申告書

様式運第24号
様式規第15号

C/H	任意継続所属所コード										任意継続組合員証番号 (記入しないでください)										氏 名																						
1	9 9 0 0 0										7	B 2																															
異動区分		本被区分		性 別		生 年 月 日										カードNo.		氏 名 (カタカナ)																									
15		2		1		男 1 女 2		昭 3 平 4										35		1																							
資格取得年月日										資格喪失年月日										旧所属所コード										旧組合員証番号										福祉医療 該当区分			
令和 ⁶⁷ 0 4 0 4 0 1										令和 ⁷³ 0 6 0 4 0 1										87										92										100			
カードNo.		市町村コード										市町村コードで示される市区町村名																															
35		2																																									
カードNo.		上記以下の住所																																									
35		A																																									
カードNo.		上記以下の住所																																									
35		B																																									
カードNo.		郵便番号										電話番号										組合 員 種別		58 3																			
35		4																																									
カードNo.		任意継続掛金払込方法 いずれかを○で囲む。										1 一括払い										2 毎月払い																					
35		5		1																																							
退職年月日										組合員期間										退職時の 年 令		退職日の属する月の標準報酬月額 等級 標準報酬月額(円)																					
令和 ³⁹ 0 4 0 3 3 1										45										年		49										才		53		58							
カード NO		継続 認定		性 別		生 年 月 日										上段：氏 名 (姓・名ともに記載すること)										続 柄		同 ・ 別 居		福 祉 当 区 分													
3						年号 年 月 日										下段：カ ナ																											
被扶養者		2:認		1:男		3:昭																						0:同															
		3:消		2:女		4:平																						9:別															
		2:認		1:男		3:昭																						0:同															
		3:消		2:女		4:平																						9:別															
被扶養者		2:認		1:男		3:昭																						0:同															
		3:消		2:女		4:平																						9:別															
被扶養者		2:認		1:男		3:昭																						0:同															
		3:消		2:女		4:平																						9:別															
被扶養者		2:認		1:男		3:昭																						0:同															
		3:消		2:女		4:平																						9:別															
各 種 給 付 金 振 込 口 座 (注)口座名義は必ず組合員名義のこと。																																											
カードNo.		7		銀 行 名										本・支店名																													
銀行コード		56												本・支店コード										60		科目		63		1		口座番号		64									
口座名義人 (カタカナ)																																											
地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので 申し出ます。																																											
公立学校共済組合 愛知支部長 殿																																											
令和 年 月 日 申出者 氏 名																																											
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。																				所属所の文書受付印		愛知支部文書受付印																					
令和 年 月 日																																											
所属所名																																											
所属所長																																											
職 氏 名																																											

(60歳定年退職者用)

60歳定年退職者には、一部項目を除いてあらかじめ印字された「任意継続組合員申出書・被扶養者申告書」を配付します。
記載内容を確認し、訂正をする場合は「朱書き」で訂正してください。

任意繼續組合員申出書・被扶養者申出書

[illegible]

※ここに記載された住所に任意継続組合員証を送付しますので4月1日以降に居住する住所を記入してください。

「掛金払込方法」
 いずれかを○で囲んでください。
 ※毎月払いとした場合、強制的に資格喪失となるケースがありますので、やむを得ない事情がない限り掛金は一括納入していただきますようお願いいたします。P50参照

「退職年月日」「組合員期間」「退職時の年令」
 他は共済組合等から転入した者は「組合員期間」を
 転入時からの期間で印字されていますが、「組合
 員期間」は他の共済組合期間を含む連続した公務員
 期間になりますので朱書き訂正してください。

「被扶養者」
現在被扶養者となっている者が全て印字されています。4月に降し引き続き被扶養者とする者は「2：扶養」を丸で囲んでください。
1月に降し引き続き被扶養者としないうちは「3：消」を丸で囲んでください。

※4月以降に新しく被扶養者とする者がいる場合はここに記入せず、4月以降に被扶養者の認定の手続きをしてください。

「**申出の日付**」
「令和4年3月31日」としてください。

「所属所長の証明日」
証明日は「令和4年3月31日」です。
※県立学校等、総務事務システム対象職員の方は、
卒欄のまま「総務事務管理課」へ提出してください。
。

「性別」「氏名」「生年月日」
修正がある場合は朱書き訂正してください。

「旧所属コード」「旧組合員証番号」「福祉医療
該当区分」

「電話番号」
1月1日以降、連絡の取りやすい電話番号を記入して
ください。(携帯電話の番号でもかまいません。)
※局番の(-)を記入してください

「退職日の属する月の標準報酬月額」(短期)修正する場合は未重畳訂正してください。
 正する場合は最新の標準報酬決定通知書を確認して記入してください。
 県立学校等、総務システム、総務事務システムで確認してください。
 小中学校等職員で金額が不明な方に確認してください。

「各種給付金振込口座」
月以降に共済組合から支給される各種給付金の受取
口座となります。
現在登録されている給付金口座があらかじめ印字さ
れていますので、修正がある場合は朱書き訂正して
ください。

「**申出者**」組合員本人氏名を記入してください。

「所属所の文書受付印」
所属所で受付印を押印してください。
受付日は「令和4年3月31日」です。
※県立高等学校等、総務事務システム対象所属所の方
は、空欄のまま「総務事務管理課」へ提出してください。

(60歳定年退職以外の退職者用) 記載例：任意継続組合員申出書・被扶養者申告書

各項目について、説明を確認し記入してください。
※記入内容を修正する場合は、二重線で抹消し訂正してください。

様式第24号
様式第15号

任意継続組合員申出書・被扶養者申告書

C/H	任意継続組合員証番号	氏名
1 9 9 0 0 0 B 2	愛知 二郎	
2 1 男 2 昭和34年4月10日	生年月日	
資格取得年月日	資格喪失年月日	旧組合員証番号
040401	060401	63000876543200
市町村コード	市町村コードで示される市町村名	旧所属コード
233106	愛知県名古屋市中区	
A 三の丸町4-11-22	上記以下の住所	退職時の所属する月の標準報酬月額
B 802	上記以下の住所	標準報酬月額 (円)
4608534052	電話番号	2 毎月払い
51	任意継続掛金払込方法 いずれかを○で囲む。	
退職年月日	組合員期間	退職時の所属する月の標準報酬月額
令和040331	33年00月05日	220380000
継続性別	上段：氏名 (姓・名ともに記載すること)	続柄
3 認定 男性	下段：カ ナ	
被扶養者	被扶養者	
1 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
2 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
3 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
4 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
5 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
6 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
7 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
8 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
9 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
10 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
11 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
12 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
13 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
14 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
15 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
16 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
17 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
18 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
19 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
20 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
21 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
22 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
23 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
24 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
25 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
26 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
27 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
28 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
29 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
30 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
31 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
32 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
33 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
34 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
35 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
36 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
37 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
38 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
39 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
40 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
41 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
42 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
43 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
44 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
45 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
46 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
47 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
48 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
49 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
50 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
51 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
52 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
53 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
54 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
55 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
56 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
57 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
58 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
59 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
60 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
61 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
62 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
63 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
64 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
65 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
66 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
67 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
68 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
69 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
70 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
71 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
72 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
73 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
74 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
75 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
76 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
77 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
78 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
79 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
80 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
81 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
82 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
83 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
84 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
85 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
86 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
87 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
88 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
89 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
90 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
91 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
92 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
93 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
94 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
95 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
96 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
97 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
98 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
99 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日
100 昭和34年4月10日	昭和34年4月10日	昭和34年4月10日

地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出します。

「申出の日付」
「令和4年3月31日」としてください。

「所属所長の証明日」
証明日は「令和4年3月31日」です。
※県立学校等、総務事務システム対象職員の方は、空欄のまま「総務事務管理課」へ提出してください。

「被扶養者」
現在被扶養者となっている者をすべて記入し、4月以降も引き続き被扶養者とする者は「2：認」を丸で囲み、4月以降被扶養者とならない者は「3：消」を丸で囲んでください。
4月以降に新しく被扶養者とする者がいる場合には記入せず、4月以降に被扶養者の認定の手続きをしてください。

「退職年月日」「組合員期間」「退職時の年令」
「組合員期間」は他の共済組合期間を含む連続した公務員期間です。他の共済組合等から転入した者は通算した期間を記入してください。
また、再任用フルタイムを退職する者は、現職時から通算した期間を記入してください。

「掛金払込方法」
いずれかを○で囲んでください。
※毎月払いとした場合で期日までに納入が確認できなかった際は、強制的に資格喪失となるケースがありますので、やむを得ない事情がない限り掛金は一括納入していただくようお願いいたします。 P50参照

「市町村コード」「住所」「郵便番号」
記載した住所に任意継続組合員証等を送付しますので4月1日以降に居住する住所を記入してください。

「資格取得年月日」「資格喪失年月日」
それぞれ「040401」(※退職日の翌日)「060401」(※資格取得日から2年後の日付)と記入してください。

公立学校共済組合 愛知支部長 殿
令和 4 年 3 月 3 1 日 申出者 氏 名 愛知 二郎

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 4 年 3 月 3 1 日 所属所名 名古屋立〇〇小学校

所属所長 職 氏 名 校長 榎 厚一

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知支部文書受付印

所属所の文書受付印

受 付
令和4年3月31日
〇〇小学校

所属所の文書受付印

愛知